

記入例

みつばち転飼許可申請書

令和6年 1月 15日

徳島県知事 殿

住所 徳島県万代町一丁目1番地

申請者 氏名 みつばち 太郎

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名）

電話番号 088-621-****

次のとおり転飼の許可を受けたいので、徳島県みつばち転飼条例第4条の規定により申請します。

転飼しようとする場所	転飼しようとする場所の土地所有者の住所及び氏名	最大計画 ほう群数	転飼期間	飼育者の 住所及び氏名
藍住町〇〇番地	藍住町△番地 れんげ花子	西洋みつばち 10	6年 4月 1日から	徳島県万代町一丁目1番地 みつばち 太郎
		日本みつばち	年 4月 30日まで	
八万町〇〇番地	八万町△番地 みかん次郎	西洋みつばち 10	年 5月 1日から	徳島県万代町一丁目1番地 みつばち 太郎
		日本みつばち	年 10月 31日まで	
美波町□□番地	美波町△番地 うめ三郎	西洋みつばち 10	年 11月 1日から	徳島県万代町一丁目1番地 みつばち 太郎
		日本みつばち	7年 3月 31日まで	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>転飼期間は、 令和6年4月1日から 令和7年3月31日までの計画を 記入してください</p> </div>			西洋みつばち	年 月 日から
			年 月 日まで	
			西洋みつばち	年 月 日から
			日本みつばち	年 月 日まで
			西洋みつばち	年 月 日から
			日本みつばち	年 月 日まで

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号を記入すること。
- 2 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地及び号並びに必要なに応じて緯度及び経度）を記入すること。
また、転飼場所附近の見取図を添付すること。
- 3 次に掲げる事項について十分に内容を確認の上、申請すること。
 - (1) ほう群の配置調整、みつばちの防疫、農業被害の防止その他の養ほうの振興（以下「養ほうの振興」という。）に必要な範囲内において、記載された個人情報を利用することがある。
 - (2) 次に掲げる場合に、養ほうの振興に必要な範囲内において、記載された個人情報を第三者への提供することがある。
 - イ 法令に基づく場合又は市町村及び他の都道府県に提供する場合
 - ロ 県の管理監督の下、みつばち飼育者、関係機関等の協力が必要な場合（本人の同意がある場合に限る。）